

東京都特定給食施設等指導要綱

平成 15 年 5 月 31 日 15 健地健第 143 号
全改令和 3 年 4 月 1 日 2 福保保健第 1209 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）、同法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号。以下「規則」という。）及び同法施行細則（平成 15 年東京都規則第 153 号。以下「細則」という。）に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理等について適切な指導及び助言を行うために、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設の定義)

第 2 条 この要綱における対象施設は、次に掲げるものとする。

(1) 特定給食施設

法第 20 条第 1 項に規定される施設

(2) その他の給食施設

上記 (1) に規定される施設以外で、特定かつ多数の者に対して継続的に 1 回 20 食以上又は 1 日 50 食以上の食事を供給する施設

(指導目標)

第 3 条 特定給食施設及びその他の給食施設において、利用者の健康の維持増進を図るため、施設の特性に応じた適切な栄養管理が実施されることを目標とする。

(指導担当者)

第 4 条 法第 19 条の規定に基づき都知事が任命した栄養指導員とする。

(届出)

第 5 条 特定給食施設の届出は、法第 20 条及び細則第 3 条の定めるものとする。

2 都保健所長は、その他の給食施設の設置者が、給食を開始したときは、1 月以内に給食開始届（別記様式第 1 号）の提出を求めることができる。

3 都保健所長は、前項の規定による届け出た者が、その内容を変更したときは、1 月以内に給食変更届（別記様式第 2 号）の提出を、休止又は廃止したときは、1 月以内に給食廃止（休止）届（別記様式第 3 号）の提出を求めるものとする。

(計画)

第6条 栄養指導員は、福祉保健局保健政策部健康推進課が示す「東京都特定給食施設等指導計画」に基づき、年間指導計画を作成し、対象施設に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

(管理栄養士の必置指定)

第7条 都保健所長は、細則第4条第1項の規定により管理栄養士の必置を指定した施設が、管理栄養士を配置していないときは、東京都特定給食施設関係不利益処分等取扱要綱（以下「不利益処分等取扱要綱」という。）に基づき、当該施設の設置者に対して指導するものとする。

(指導及び助言)

第8条 栄養指導員は、特定給食施設に対して、法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 細則第5条に基づく指導票の交付は、指導票（別記様式第4号から第6号まで）によるものとする。

3 都保健所長は、前項の規定に基づく指導票の交付を受けた設置者が、適切な栄養管理を行わないときは、不利益処分等取扱要綱に基づき、当該施設の設置者に対して指導するものとする。

4 栄養指導員は、その他の給食施設に対して、法第18条第1項第2号に基づき、必要な指導及び助言を行うものとする。

(給食の報告)

第9条 細則第6条に基づく給食の報告は、栄養管理報告書（別記様式第7号から第9号まで）によるものとする。

2 都保健所長は、その他の給食施設の管理者に対し、前項の規定に準じ、報告を求めることができる。

(事業実績の報告)

第10条 この要綱に基づく事業実績の報告は、栄養（健康増進）事業報告（別記様式第10号）によるものとする。

(細目)

第11条 この要綱を実施するための必要な事項については、「東京都特定給食施設等指導計画」及び「東京都特定給食施設等指導マニュアル」において定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 15 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の別紙様式 4、別紙様式 5 及び別紙様式 6 による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。